

○総務省告示第百六十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十六日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。

「一 略」

二 移動体識別（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十六号に規定するものをいう。）用

「表略」

三 無線電力伝送（電波法施行規則第三十二条の八の三に規定するものをいう。）用

| 電波の型式 | 周波数 | 空中線電力 |
|-------|---|---|
| N | 九一八MHz又は九一九・二MHz | 一ワット以下 |
| N | 二、四一二MHz、二、四三七MHz、二、四六二MHz又は二、四八四MHz | 一五ワット以下 |
| N | 五、七四〇MHz、五、七四二MHz、五、七四四MHz、五、七四六MHz、五、七四八MHz、五、七五〇MHz、五、七五二MHz、五、七五八MHz又は五、七六四MHz | 三三ワット以下 ただし、受電装置（無線設備規則第四十九条の九第五号ハに規定するものをいう。）に使用する場合には〇・三三ミリワット以下 |

改正前

構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。

「一 同上」

二 移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）用

「表同上」

「新設」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。